

◆ 要監視項目及び指針値

① 人の健康の保護に関するもの

項 目	指 針 値(mg/L)
クロロホルム	0.06以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下
p-ジクロロベンゼン	0.2以下
イソキサチオン	0.008以下
ダイアジノン	0.005以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003以下
イソプロチオラン	0.04以下
オキシ銅	0.04以下
クロロタロニル	0.05以下
プロピザミド	0.008以下
EPN	0.006以下
ジクロルボス	0.008以下

項 目	指 針 値(mg/L)
フェノカルブ	0.03以下
イプロベンホス	0.008以下
クロルニトロフェン	-
トルエン	0.6以下
キシレン	0.4以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07以下
アンチモン	0.02以下
塩化ビニルモノマー	0.002以下
エピクロロヒドリン	0.0004以下
全マンガン	0.2以下
ウラン	0.002以下
PFOS及びPFOA	0.00005以下※

※PFOS及びPFOAの合計値とする。

② 水生生物の保護に関する項目

類 型	指針値(mg/L)					
	クロロホルム	フェノール	ホルム アルデヒド	4-tert- オクチル フェノール	アニリン	2,4-ジクロロ フェノール
生物A	0.7以下	0.05以下	1以下	0.001以下	0.02以下	0.03以下
生物特A	0.006以下	0.01以下	1以下	0.0007以下	0.02以下	0.003以下
生物B	3以下	0.08以下	1以下	0.004以下	0.02以下	0.03以下
生物特B	3以下	0.01以下	1以下	0.003以下	0.02以下	0.02以下

※ 茨木市の水生生物に関する基準については、車作大橋、桑ノ原橋がA類型、他3地点についてはB類型です。